

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

関西労災職業病7月号

(通巻第87号)

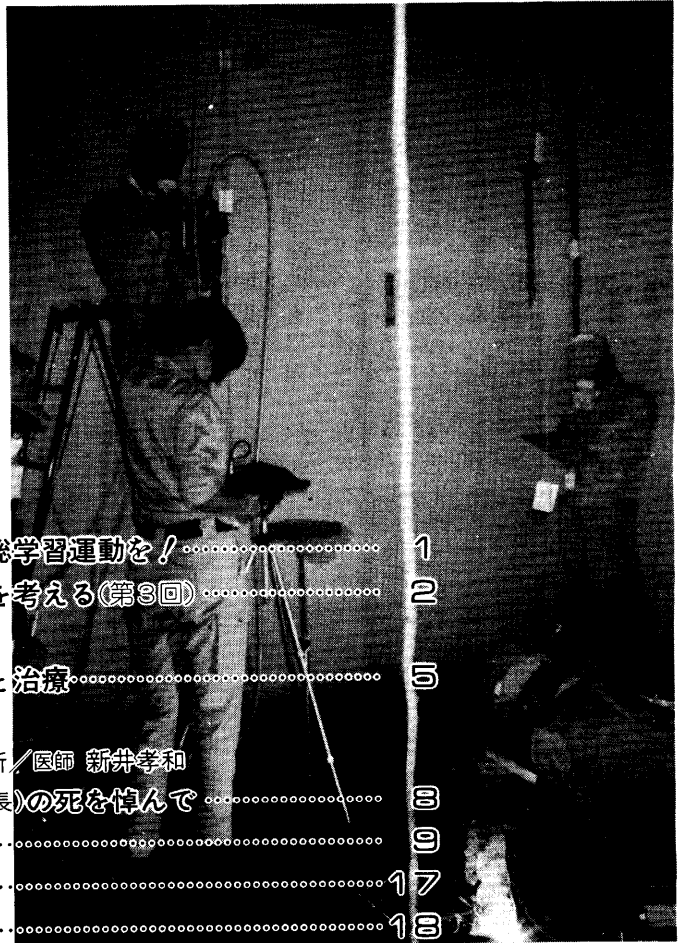
関西労働者安全センター 1981.7.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 秋期闘争へ向け
職場・地域で総学習運動を！…………… 1
- シリーズ／職場の安全衛生を考える(第3回)…………… 2
☆オーエム工業
- 学習のページ／病気の原因と治療…………… 5
熱中症
——松浦診療所／医師 新井孝和
- 伊山氏(昭電職業病訴訟原告団長)の死を悼んで…………… 8
- 前線から…………… 9
- **報告** 改悪労災法…………… 17
- 原発内被曝・岩佐訴訟…………… 18

論壇

秋期闘争へ向け

職場・地域で総学習運動を！

関西労働者安全センターは、去る六月七日の第二回運営協議会において「労災職業病闘争講座」の開校と、今秋を中心として各職場、地域における総学習運動を推進していくことを確認した。講座については既に六月一六日の開校以来四回を数え、毎回五十名前後の参加で一定軌道に乗りつつある。講座の主なねらいが労災闘争の活動家の拡大という点に置かれているのに対して、後者の総学習運動は、より多くの労働者に労災職業病問題に対する正しい理解と運動の方向性を確認してもらう場所として考えている。

「雇用の不安があつて労災問題はとりあげられない」という論議がしばらくの間強く存在したし、また現在も消えたわけではない。しかし、ここ二〜三年の運動の経過は「労災問題をやらなかつたら雇用不安が少しでもましになる」というようなことは決してありえないことを証明してきており、逆に労災闘争も含めて、労働者があらゆる課題に積極的に取りくんでこそ展望が切り拓けることを明らかにしてきている。景気が落ちれば、資本はすぐに人員合理化をやるが、少し景気がもち直しても人員は増えず、仮に増えても雇用が不安定な臨時工やパート、下請などがわずかに増加する程度というのが最近のパターンである。賃金は上らず、常に雇用不安に悩まされ、仕事はどんどんきつくなる、まさに労災職業病大量発生の素地がどんどん広がり、根深くなつてきているのである。このような意味においても、

労災闘争に積極的にとりくむことが今ほど重要な時期はないだろう。山本敬一議長が、第一回講座で「労災闘争にまじめにとりくんでいる組合で悪いのは一つもない」と力説したが、この運動が必ず労働運動の強化、発展につながるものと確信している。安全センターの会員団体はもろ論のこと、労働者の健康破壊問題に関心がある労組、団体において、積極的に今秋を中心として労災職業病問題についての学習会を計画されることを期待するとともに、安全センターとしてもこれまでの経験を整理し、より多くの職場に運動についての正しい理解を深めていくため全力で体制作りにとりくむ決意であります。

*

*

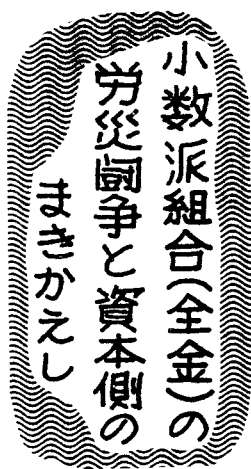
*

職場の安全衛生を 考へる (第3回) オーエム工業 反労働者的な 安全反則点数制度

扉を開閉時に手、指等体の部分を
はさむ一・二点、中腰等の不自然な姿
勢を長時間(おおむね三十分以上)続
け腰痛をおこす一不労災害であれば
二点、休業した場合は三点。

これは、今年六月一日、会社が提
案した安全反則点数制度に掲げる反
則種類のほんの一例である。作業動
作、保護具、通行等に関する反則種
類の数は五〇項目に及び、反則程度

は五段階に分けられている。更に反
則点数が累積することによって安全
注意票の発行から、減給、出勤停止、
最終的には懲戒解雇までの処分が決
められている。会社創立以来、労災
多発職場として何度も特別安全指導
事業場として指定を受けていたが、
今年三月、その汚名を返上したのを
きっかけに、一歩でも「ゼロ災」に近
づくために全社的に安全衛生問題に
とりくみたいとの会社の意気込みを
示したものだという。既に会社の提
案を受けて全金労組を排除した安全
衛生委員会では承認され、三カ月間
の試行期間の後、九月一日より実施
していく計画になっている。



オーエム工業株式会社は、一九四
九年個人経営による亜鉛メッキ工場
として出発し、高度経済成長と歩調

をあわせて急成長し、現在住之江区
の本社工場の他、桜川、堺にも工場
をもつ従業員数約五百名の企業であ
る。更に、愛知、兵庫、四国、九州
に兄弟会社があるオーエムグループ
という同族経営の頂点に立っている。
業務内容は、ガス、水道用パイプな
どの長物の亜鉛メッキを主体とし
て、昼夜二交替の勤務体制と低賃
金政策によりメッキ業界では東洋一
といわれる発展を実現してきた企業
である。

七二年、総評全金オーエム工業支
部が結成されたが、会社は機会ある
ごとに組織破壊、弱体化を意図した
不当介入や労務政策をとり続け、遂
に七四年会社の意のままに動く企業
内組合を作らせ、合理化差別攻撃を
一層おし進めた。

労働者は、業界水準より低い賃金
で、生活防衛のために最底五十時間
以上の時間外労働をせねばならず、
更に、メッキ職場特有の高温、騒音、
有害物質に囲まれた劣悪な労働環境
の中で、健康破壊・疲労の蓄積が漫

延していった。そして、その結果として労災事故、職業病が多発し、監督署より何度も特別安全指導の指定をうける有様であった。

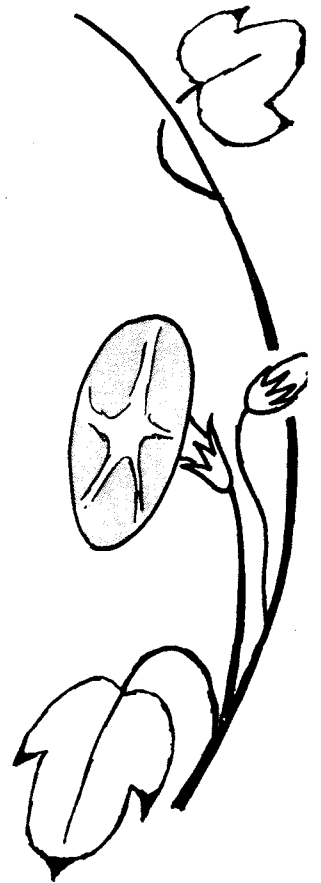
このような中で、全金オーエム工業支部は、一人の労働者が夜勤業務のため出勤途上、脳卒中で倒れ死亡したことをとり上げ、労災認定闘争にとりくんだ。地域の全金組合、関西労働者安全センターと協力して、会社の労務政策、健康管理のズサンさを批判しながら監督署交渉を行ない、労災認定をかちとった。これをきっかけに、安全・労災問題に対する意識は高まり、企業内労組の労働者が相談に來たり、いったん打ち切られた労災の再発問題を解決するなどして、安全・労災問題に対する全金の影響力が徐々に高まっていった。

一方、会社はこの傾向を徹底して嫌悪し、今まで以上に会社主導の安全運動を積極的におし進めていくことで、全金の影響力を弱めようとしてきた。危険予知訓練、体力増強運動など、大企業でとりくまれ効果の上っている安全運動を積極的にとり入れ、職制クラスを中心に運動を進めていった。朝礼では、「荷の下に入るな」とか「安全確認を徹底させよう」などの安全宣言が毎日くり返された。そして、その集大成として今回の安全反則点数制度が打ち出されてきたのである。安全は労使一体で推進するものという労使協調のポーズをとりながら、実態としては労働者に自己規制を強要し、労働者どうしの監視体制がつくりあげられ、どうしの監視体制が強化されていった。足の骨折だったら休んでもいいが、手の骨折なら歩けるから休まず会社に出てこいと労働者に強要したり、蒸気熱で足をヤケドして一カ月の休業を要すとの診断を受けた労働者を翌日

には出勤させるといふ事態もおこっている。

中小企業に進出する 大手の「安全運動」

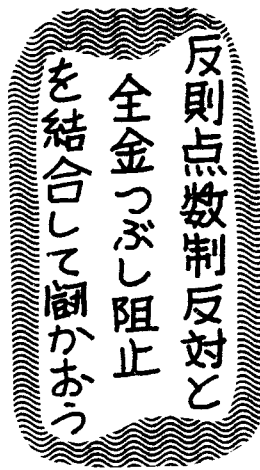
会社主導の安全運動とは、結局は統計としてあらわれる労災事故数を減らすことであり、安全反則点数制度の導入は、労働者にますます自己規制を強要し、労災かくしをおし進めるものでしかない。そして、安全は労使が一体となって進めるものだというイデオロギーをつくり、安全運動を通して労働者どうしの監視体制をつくり上げ、労務管理、労働強



化を抵抗なくおし進めることにその本質があることは間違いない。安全反則点数制度の前文の書き出しが「昔はケガと弁当は自分持ち」という言葉があった。現在ではこのような認識は否定され、安全配慮義務が強調され事業者責任が問われる時代である」となっている。本来、労働者が企業を追求する時に使うこの言葉を企業が進んで口にする。この真意は何か？安全運動は、高度成長下での賃金上昇にかわり、不況下において労使一体の企業意識をつくるために非常に有効であるからであり、物的な安全対策にムダな金をかけないで済むからである。



現在、大企業で成果を上げた「安全運動」がこのように中手の企業まで拡がりつつある。こうした攻撃に対しては、安全問題に関する企業の責任、義務を徹底して追及する労働者の立場に立つ安全闘争を対置して反撃していかなくてはならないだろう。

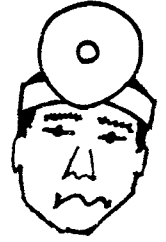
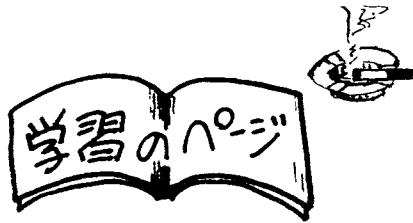


オーエム工業では、昨年原料の亜鉛が二〇%以上値上りし、その赤字をとりかえすため、更には、泉北に新工場をつくる計画を実現するため人員配置転換を行う必要がある、労働強化、配置転換を抵抗なく進めるために様々な攻撃をかけてきている。停年を六〇歳に延長するかわりに給与体系を全面的に改正し、職能給の導入を考えている等、労働者が抵抗する意欲をなくす方向で会社に

忠誠を誓わせようとしている。安全反則点数制度もその一つの攻撃としてあるだろう。

そして、抵抗する全金に対しては露骨な組合つぶしの攻撃をかけてきている。七月二日、全金の書記長が、組合事務所横の空地を来客用駐車場にしようとしてコンクリートブロックを撤去したところ、会社は書記長に対して責処分を発表した。しかも処分の根拠が就業規則の懲戒解雇の条項を根拠としており、書記長の行為からしても常識として適用されるようなものでないものである。組合は、ブロックを現状回復し、陳謝したのに、処分を強行したのは不当かつ無効であるとして再三団交を申し入れたが会社は一切団交を拒否している。このような会社の態度に組合は、今までの経緯より考えて露骨な全金つぶしととらえ反撃に立ち上ることが決意している。

* * *



病気の原因と治療

熱中症

松浦診療所医師 新井 孝和

熱中症といっても、もちろん熱中時代とは何の関係もありません。高温の下で作業する労働者を見舞う主に急性の種々の症状のことを言います。夏の浜辺や山でよくおこる日射病とか熱射病とか呼ばれるものもこの中に含まれるものです。大抵は一時的なものであとも残らず回復しますが、中には命取りになるような場合もあり、あまり軽く考えているわけにもいきません。

過剰な発汗が

身体に及ぼす影響

人間の身体は、そのときの外界の条件に応じて、いろいろな反応をおこします。高温下におかれた場合、体温を一定に保つため汗がどんどん作られ、皮膚表面の血管はいっぱいに開いて、皮膚からの放熱をさかんにしようとしています。まったく汗をかいていない時でも、一日に五〇〇cc

前後の水分が皮膚から蒸発していきすが、高温下で汗をかきながら八時間動くと、その時の発汗量は四〜五リットルにもなり、時には一〇リットルをこえる量に達することもあります。また、量が少ない時は汗はほとんど純粹の水分だけですが、多くなるにつれて、その中に塩分がまじるようになります。五リットルの汗をかくと、それに伴って失われる塩分は少くみつもっても二〇グラム程度にはなるでしょう。二〇グラムというと、普通日本人が一日にとる食事に含まれる塩分より少し多いくらいの量です。

このようにして、体の中の血液が皮膚にあつまって、しかも大量の水分と塩分が失われるため、体の他の部分でも色々なことがおこっています。血液量の相対的な減少をおおきなおうとして心臓はさかんに働きます。普段一分間に七〇回くらい打っている脈は、たちまち一〇〇回をこえ、一五〇回にも一八〇回にも達することがあります。最低血圧はさがりま

す。最高血圧は初期には上昇しますが、ついにはやはり下降してしまいます。高温下ではこのように心臓循環系に最も大きな負担がかかるわけです。その他、胃腸の働きも低下しますし、肝臓もへばりやすくなつてきます。

体温は汗や皮膚からの放熱によって何とか平熱に保たれていますが、高温に加え、湿度が高かつたり、空気の流通が悪かつたりすると、体温調節の働きが及ばなくなつて、ついには上昇してしまいます。高温多湿の条件下では、労働者はしばしば三七〇台、あるいは三八〇以上の体温で働いています。

熱中症と

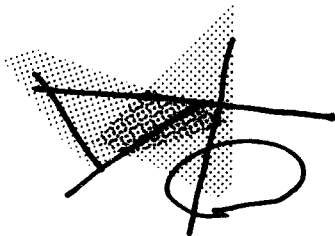
熱射病

さて、熱中症というのは、このように高温下で体温を一定に保とうとする働き（それ自体は合目的なもの

のです）の結果、体の他の臓器が悪い影響を受けたり、体温調節の働きが最早及ばなくなつてしまつたりしておこつてくる体の失調状態のことなのです。全身の脱力感、めまい、頭痛、はき気などが軽い熱中症の症状で、これは体温調節の働きに心臓血管系がうまく適応できなくて血圧が急に下がるためにおけると説明されています。脈は弱くて、しかも非常に速く打つており血圧は下降してきますが、体温はあまりあがつていないのが普通です。ひどいときは氣を失つたりしますが、涼しい所につれていって衣服をゆるめて楽にしてやればまもなく回復するでしょう。

熱けいれんと呼ばれるのは、汗にもなつて水分と塩分が多量に失われる結果おこつてくるもので、作業でよく使う手足の筋肉にけいれんがおこります。重症の場合は、呼吸筋のけいれんや、胃けいれんをおこすこともあります。原因からも想像されるように作業開始まもなくよりは、午後や終了近くにおこることが多く、

時には作業終了後や夜ねているときにおこります。体温はあまり上つていません。水分と塩分の補給が必要で、医者でリンゲルの点滴等を受けるのが一番確実でしょう。熱中症の中で一番こわいのは、いわゆる熱射病といわれているもので、体温調節の働きが及ばなくなつて、どんどん体温が上昇しておこります。頭痛やめまいに続いて氣を失うという風に症状はすすみます。悪くするとそのまま命を落とすこともあるのです。一九三六年七月のデトロイト市は氣温が三八〇に達する日が七日間も続



き、この月だけで三〇四人の熱射病死を出した記録が残っています。熱射病になると体は非常に熱く、体温は四〇℃以上になっていくかも知れません。ただちに涼しい場所に運ぶのはもちろんですが、何としてでも体温を下げなければなりません。水に浸した布で体をこすったり、体全体をおおったりして下さい。それと同時に大至急病院に搬送して対処すべきです。

熱中症を起しやすい

労働条件とは

熱中症は高温という条件に加えて、やはり湿度が高い状態の方がおこりやすいし、作業側側の条件もかなり問題になります。疲労していたり、胃腸をこわしていたりするとそれだけ熱中症をおこす危険性が高くなります。また、高温作業に慣れた労働者より不慣れた労働者の方がよくお

こすようです。また労働の内容から見ると、机に座ってするような作業より全身を動かす筋肉労働の方がおこしやすく、一連続作業が長い、あるいは休憩時間が短い等の条件は熱中症発生の重要な原因になります。

熱中症は製鉄所等の炉を使う作業炭鉱等での抗内作業でよくおこるのは当然ですが、炎天下の土木作業員や、郵便配達等の外務員にもおこります。高温下で作業する際の安全な条件は、その労働内容にも規定され一概には決められません。作業中の脈拍が一分間一五〇をこえたり、一日の発汗量が五リットルをこえるようになると熱中症をおこしやすくなるといわれており、一応の目安にはなりますが、職場の温度、湿度、風の有無、一連続作業時間、さらには夏期休暇がどれだけとれるか等、多方面からのチェックが必要です。

名村造船

安田氏のマンガン中毒

遂に労災認定!

七月七日、大阪労働基準局は、全港湾建設支部名村分会が二年余にわたってとりくんできた安田氏のマンガン中毒症について、業務災害として認める判断を下した。労災申請の段で頸肩腕障害も併せて主張していたため、所轄の阿倍野労基署の正式認定はまだおぼろしいもの、実質的に勝利解決となった。

この認定は造船所のマンガン中毒を日本で初めて認めさせたという点はもちろんのこと、名村造船に対する分会の闘いに大きな足掛りができたという点で極めて大きな成果であろう。

詳細は次号に

栞山善畷氏(昭和電極職業病訴訟原告団長)の死を悼んで

七月十五日、合化労連昭和電極職業病訴訟団の原告団長であった栞山善畷氏が肺ガンのため亡くなられた。

七四年一〇月の提訴以来、七年ぶりに資本にじん肺及び皮膚障害についての責任を認めさせた勝利和解をかちとって(七月十一日)間もなくのことであつた。我々は、最期まで職業病を絶滅する闘いへの情熱を燃し続けられた故栞山氏の御めい福をお祈りするとともに、その遺志を引きつぎ、労災職業病を根絶する闘いを一層強化していくことを新めて決意しているところである。

七月一五日、合化労連昭和電極職業病訴訟団の原告団長であった栞山善畷氏が肺ガンのため亡くなられた。昨年労働省が目論んだ労災保険法改悪(労災保険と民事損害賠償の「調整」条項導入)に対しても、一早く反対運動の必要性を訴えられ、昭電原告団は、関西における「労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議」また全国規模における「同全国連絡会議」発足の大きな原動力となつたのである。昨年夏場における大阪労働基準局への行動や、関西総決起集会では、肺機能低下のために出てくなくなつてゐる声をふりしほつて、被災者、労働者は闘うことによつてしか道が開けないことを熱く訴えられ、参加者に大きな勇気を与えたのであ

る。昭和電極訴訟は第一段の闘いに勝利し、そして栞山氏はそれを見とどけるとともに、他の多くの労働者、被災者が闘いを継続することを確信して永眠された。政府、労働省、そして資本は、先の労災保険法改悪に見られるように、被災者、労働者に対するしめつけを強めてきており、状態は全く樂觀を許さないものとなつてきており、労災職業病も激発の条件が再び整いつつある。しかし、栞山氏の言われたように、我々は闘いを強めることによつてしか道を切り拓くことができないことを銘記して追悼の意に代えたい。

原発内労働被曝裁判

岩佐訴訟を支援する会への入会を



七月一日に始まった控訴審争への支援を呼びかけます。会費は一〇ヶ月五〇〇円個人又は団体で入会を。会費には岩佐訴訟ニュースをお送りします。(本誌十八頁参照)

郵便振替 大阪304131 岩佐訴訟を支援する会事務局

(おわり)

松浦良和氏の連載「80

年代医療の動向と我々の任務」は休みます。

前線から

南大阪

職業病への取りくみ一歩前進

Sさんの頸肩腕・腰痛を労災認定

大阪地域合同キンダーハイム分会

去る七月九日、大阪地域合同キンダーハイム分会のSさんの労災認定が勝ちとられた。同分会は、本誌八四号にも既載したように、

間に、地域合同本部、安全センターと共に数回の交渉をもち、監督署からの現場調査をも実現させた。分会ではこの成果を今後、職場での環境改善、Sさんの職

場復帰の闘いに結びつけて闘っていくことにしている。また、労災闘争の経過をパインレットにして、同じように苦しんでいる保育労働者との交流をはかっている。今回のSさんの認定は、分会の主張通りケイワン、

腰痛の両方とも認められ、先日、労災保険審査会で保母のケイワンが初めて認定されたことに示されるように、今まで五九号通達（ケイワンの認定基準）のワク外であった保育職場のケイワン症に対して末端の労働行政では否定できなくなってきたことのあらわれであろう。

北大阪

中谷氏の脳卒中死を労災申請 淀川労基署の基本姿勢追求

・全通大阪日通支部・

七月二一日、全通大阪日通支部及び安全センターは、

大阪淀川労基署に対して、昨年十一月二二日脳内出血で死亡された中谷正利氏の労災遺族年金の申請を行な

ないのでは申請しても受理できない」という結論を得たとして、支部に文書で示している点について労基署の立場を追究した。当初は「一般論を言ったに過ぎない」と居直っていた労基署側も、追及が厳しくなると態度を一転させ、「一切そのような話はしたことがない。文書は全くの会社側の作文である」との最終見解を示し

身障児童の通園施設に働く保母で、職場ではケイワン腰痛が多発しており、労災職業病に対する闘いの一歩として、最も重症のSさんの労災認定闘争に取りくみだものであった。

四月一六日の申請以来三カ月近くかかったが、この

て協議し、「労災にはなら

東京 労災補償委員会回集 三百名の結集で大きな盛り上げ

た。結局、労基署が会社から「始末書」をとるといふことで、とりあえずの解決となつたが、労基署の姿勢を疑わせるに充分なことだけ

に、八月四日に予定されている第二回目の交渉以降、「被災者、遺族の立場に立つ行政」を支部として強く要求していくことになる。

それを受けて、被災者団体よりアピールが行なわれ、その数は十八団体に及んだ。被災労働者全国協などからの被災者の職場復帰、雇用保障を制度的に確立しているとの呼びかけ、あるいは日化工学クロム被害者の会、三池労組の中毒患者会の裁判闘争で企業責任を追及している報告など、被災労働者のおかれている悲惨な状況と、それに屈せず労災職業病を憎み、闘いを進めている現状が切々と報告された。

七月一日、東京お茶ノ水の新総評会館大ホールで「労災職業病被災者全国集会」が開催された。これは

どが労災被災者であった。また参加した労働組合も一七単産、四二単組、八県評

と多く、当日用意した資料も品切になるほど盛況であった。

集会は主催者のあいさつの後、総評信太氏より集会に対する問題提起がおこなわれ、不況の名の下に増々

反動化に対し、被災労働者を核にした反撃をしていかなくはならないという総評、日本労働者安全センターの主催で開かれたもので、

全国各地から三百名以上の参加者があり、そのほとんど

政が反動化している現状と、これに対して補償額の引上げなどのちと健康を金銭に換算する思想から脱却し、人間を人間として扱って

評、日本労働者安全センターの主催で開かれたもので、

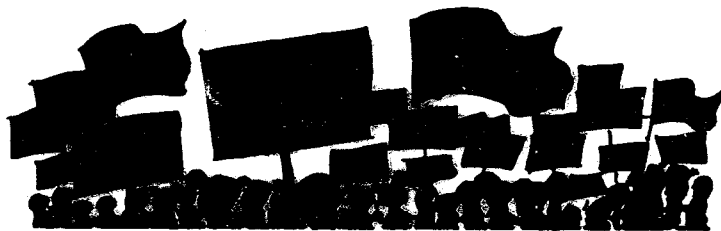
労災職業病が増え、労働行政が反動化している現状と、これに対して補償額の引上

つかけに全国の被災者団体を結集して連絡会議を結成していく方針であり、年内にも準備会を結成していく

全国各地から三百名以上の参加者があり、そのほとんど

これに対して補償額の引上

にも準備会を結成していく



西大阪

慰安旅行先の

脳卒中も労災だ！

此花労働者センター

七月八日、朝鮮総連大阪西支部、此花労働者センター、関西労働者安全センターの三者は、西野田労基署に対して、(株)浪速通運の従業員で(株)レンゴー(いずれも大阪市福島区)への出向

勤しなければならなかった、③夜勤を含む四直三交代勤務、④フォークリフト免許取得のために大変苦勞をしてきたこと(在日朝鮮人でもあり、また十分な学校教

育を受けられず文字があまり続めなかった)、⑤出向先レンゴーにおいて「しみ部」の人員が、昨年末に三人から二人に減らされたこと、など主要五点にわたる主張を行なった。労基署側も我方の綿密な調査に圧倒された形で、被災者の立場に立って慎重に調査することを約した。

眼とした班で、もう一つは労働運動との交流を第一目的にしたものである。

二二日は、午後三時より開始し、実行委、安全センターの挨拶のあと、松浦氏、全金大阪地本の要氏の講演を行なった。その中で参加者は、翌日からのフィールドワークを前にその意義や問題点をかなり明確なものにできたと言えよう。二三日、二四日は、港湾や金属を中心とした各地の職場を訪問して、労働したり交流会を持ったりしている。最終日二五日には、総括討論を行ない、午後には、原発内労災についての講演会を行なう予定である。

要員であり、今年二月慰安旅行先で脳卒中で倒れた松原氏について、早期に労災として認定するよう申し入れた。続いて七月一五日には、連名による意見書を提出し、同氏の脳卒中の原因として、①血圧は正常で外的要因なしに卒中を起こすことは考えられない、②今年に入ってから風邪をひいて体調を崩していたが、出

南大阪

オハ回合宿がスタート

今年も各地から35名

・南大阪野カフィールド合宿実行委・

八一年南大阪労働フィールド合宿は、二二日から四日間の予定で開始されている。参加者は、関西の医学

生を中心に、長崎、鳥取など各地から約三五名が松浦

診療所に集まった。今年も継続討論し、今回のまとめを各大学の運動と重ねて報告していきたいと考えている。

南大阪

急性心不全は労災に

脳血栓認定に力を集中

全港湾大阪支部 阪上港運分会

全港湾大阪支部 阪上港運分会は、急性心不全で死亡したA氏と、作業中脳血栓で倒れたB氏について労災申請を行っていたが、七月初旬、阿倍野労基署はA氏については労災として認定を行った。労災事故で頸椎損傷を受けたことが約半年後に生じた急性心不全の原因となっている点を認められたものである。しかし、他方B氏の脳血栓については「非常に難しい」として保留の状態のままになっている。

当該分会、支部安全委員会、安全センターは、七月一三日労基署と話し合いをもち、「B氏は八十年六月に一度

軽い脳血栓を起しており、職場復帰してからも十分な就労上の配慮を会社が行うべきであるのに、十一月と三月という最も寒い時期に

本船作業も含め過激ないかだ労働をさせたので再発したもの」と主張し、松浦診療所新井医師の意見書も併せて提出した。署側も意見書を参考にして再検討することを約束しているが、状況は予断を許さず、労災認定要求行動の強化が今後必要であろう。

など目を通して学習したり、全港湾米穀運送分会の腰痛闘争のとりくみなどが報告された。

第三回目は、ケイワン症について、肩こりとケイワンの違いを中心に医学的にもかなり詳しい話が行なわれ、ケイワン多発職場として全金岩井計算センターの報告があった。

大阪中央

労災職業病闘争講座

第2回(腰痛)第3回(頸腕)と

順調に進む

六月一六日、盛況なうちにスタートした労災職業病

全体的にかなり関心も高く、講師の話をもメモするなど学習意欲もかなりのものであった。

闘争講座は、六月三〇日腰痛症、七月一四日ケイワン

講座の内容は、第二回が腰痛症でスライドを利用し

症と具体的な疾病について

の腰の役割、腰骨の構造

の講座が行なわれた。二回とも四〇人以上の参加者で

行なわれる予定である。

講座毎にアンケートをとっているが、腰の重要性がよくわかったとか、ケイワンに対する科学的知識を得たなど、講座内容がかなり理解されていることが示された。一方、腰痛は歳をとるとどうなるのかなど多くの質問も出され、事務局も嬉しい悲鳴をあげている。

次回は七月二八日、内容は脳卒中、心臓病などの循環器病に関する講座が行なわれる予定である。

大阪中央

野呂氏労災

早期解決を求め審査官交渉

日放労関西支部

七月六日、日放労関西支部、総評東地協、安全センターは、大阪労災保険審査官と交渉をもち、元日放労組合員であり、フィルム編集労働者であった故野呂氏の問題について、原処分（中央労基署）の業務外認定を取り消し、労災と認定するよう強く要請した。

この件については今年の一月段階から交渉が継続されているが、七月になってようやくNHKより資料が提出され、我々が当初から同氏の脳卒中発症の最重要原因として主張してきた七九年夏の天津高校総体報道について、NHK当局の資料

のである。

我々はこのような事実を踏えて、野呂氏の二周忌である八月二二日までには労災認定するよう要求したが、審査官の「参加会の業務外」という見解には拘束されず「前年の福島大会に比べて極端な少数精鋭になっていく」等々、ほぼそれを裏付けられたも

において、「労働強化であることは事実」

にとつて交渉を次回へもちこした。

南大阪

ク氏の労災（腰痛）獲得に向け 職場でアンケート調査始まる

。全金大平製作支部。

全金大平製作支部は、小原氏の腰椎々間板ヘルニアの労災申請を五月上旬に行っていたが、この認定闘争を勝利に導くために、また職場に多発する腰痛問題の対策の足掛りとして、腰痛

く方針である。

小原氏は七九年春に北海道出張の際に腰痛が激化し、病院では「椎間板ヘルニア」と診断されている。小原氏の主な作業は製図で中腰の姿勢が多く、その他にも機械の据えつけなど不自然な姿勢、車による名古屋方面等への出張など腰への負担のかかることが多く仕事との因果関係はかなり明らかではある。しかし、現行の認定基準は災害によらないヘルニアは基本的に認めないため、阿倍野労基署との今後の交渉は時間がかかるものと、支部でも体制作りを急いでいる。



大阪七南

徳田訴訟

原告の証言終わる(第十回送)

野村メッキ労働組合

野村メッキ労働組合がすすめている徳田氏のシアン液による眼負傷の損害賠償訴訟は、七月九日、第十回

に引き継ぎ、原告徳田氏に証言が行なわれた。

まず原告側代理人である中北弁護士から徳田氏の野村メッキにおける職種につ

て引き継ぎ、原告徳田氏に証言が行なわれた。

いての質問から始まり、事故当日の様子、またその事故後の徳田氏の視力について等々詳しく質問された。次に、被告側代理人より反対尋問が行なわれ、本件のろ過機のエア抜きバルブが塩化ビニール製(他のバルブは鉄製であった)であったことに対して会社側に何か言ったことがあるのか、

シアン液が噴出し始めた時、徳田氏はどのような処置をとったのか等々と、どうかして徳田氏の過失を見つけて出そうと苦勞していた様子であった。

兵福労の闘いは、今大きな試験に立たされている。兵福労はその前身である甲山学園労組設立が、甲山事件の被デッチ上げ者の救援と甲山学園の廃園阻止にあ

かねてより理事会は、甲山学園廃園と砂子療育園の兵庫医科大学への跡地売却、

を初め多くの方々から御支援いただいたいた浦中、西岡労働裁判闘争は、今春、みご

け、組合つぶし、被災者への弾圧という過程での一件にすぎない。

実のものとなった。すなわち、園児減少とそれに伴う甲山学園の赤字蓄積、そして経営母体たる甲山福祉センター全体の累積赤字(約六億)の一掃と清算のため、

同園の甲山地区移転という、再編合理化を企図していた。

至ったが、その事は他にもなく再編合理化の前段として派生した、労働者しめつ

それはしかし、決して一事件に止まる事なく、その実、全労働者への処分弾圧としての質を持つ。

西宮

甲山療園をのりこえ... 福祉労働運動の更なる前進を

兵庫県社会福祉労働組合

同園の甲山地区移転という、再編合理化を企図していた。

至ったが、その事は他にもなく再編合理化の前段として派生した、労働者しめつ

腕症候群は、その疾病の深刻さ故に闘いは自然発生的に起こってきたものである

腕症候群は、その疾病の深刻さ故に闘いは自然発生的に起こってきたものである

三エス

腕症候群は、その疾病の深刻さ故に闘いは自然発生的に起こってきたものである

腕症候群は、その疾病の深刻さ故に闘いは自然発生的に起こってきたものである

腕症候群は、その疾病の深刻さ故に闘いは自然発生的に起こってきたものである

腕症候群は、その疾病の深刻さ故に闘いは自然発生的に起こってきたものである

が、それに対する弾圧の質は、むしろ社会体制の構造的なものである。障害者を現社会体制の枠内に押え込む要としての施設を絶対堅持する意志が貫かれるのである。



砂子療育園において七八年春季特殊健診で受診者の三分の二が要精検、要治療の結果が出、それに続く通院、休業補償、人員増要求闘争は事実上のストライキ体制までを高揚して行った。しかし、この闘いは、その夏の支部委員長、書記長の脱落、自己批判、経営への屈服という形で挫折し、以降全面的な兵福労つぶしが開始された。その背後には明らかに兵庫県民生局の指導があり、いわく「措置費体系下での円滑な園運営と正常な労使関係の樹立」が

通達されたのである(七八年六月)



その中身は如何なるものか——浦中、西岡事件を頂点とした被災者への処分弾圧、イヤガラセ、退職強要、不当配転、不当解雇等である。

かつての「福祉元年」のスローガンは、わずか一年で崩壊したが、以降は福祉キリストの体制的合意が成立し、八一国際障害者年の今年、皮肉にもその仕上げとして行政改革が叫ばれていく。福祉労働運動は体制的合理化の中で現場での最底辺での闘いにならざるを得ず、またそれは労働対象である障害者との連帯を必然化する。



甲山学園での闘いはいくつもの課題を担ってきた。

被災者の補償充実の闘いはもちろん、甲山事件における反デッチ上げの現場からの闘い、隔離収容された障害児者の処遇向上と「街へ出る」療育実践等であるが、これら一切が今回の廃園攻撃によって全面解体される。



全ての労災職業病の背景には合理化の刀がとぎすまされている、といわれるが、たいと思う。

争をはじめとして多面的な闘いを今後も継続していきの奥深くくい込み、労職闘

関西労災職業病の講読者

拡大を!

料金表		部数	
一部	二〇〇〇円	一部	五〇〇円
二部	三〇〇〇円	二部	六〇〇円
三部	四〇〇〇円	以上一部増えるごとに百円増	
四部	五〇〇〇円		

(郵便振替) 大阪 315742

関西労働者安全センター

一時金で滞納一掃!!

六月の新聞記事から

六・二 西成区にある簡易宿舍の壁が崩れ落ち、歩道にすわっていた作業員二人に当たり負傷

六・三 南区の改築工事現場で作業員が削岩機で地下三メートルの壁を削岩中、二トンの土砂と足場のH型鋼もろとも生き埋めになる

豊中のメッキ会社が過去七年間にわたり高濃度の六価クロム化合物の排水を下水道に流していたことがわかり工場長検挙される

六・六 摂津市の送電線架け替え工事現場でクレーンでつり下げられたゴンドラが傾き、乗っていた作業員が落ち死亡

六・七 国家公務員の定年法成立一昭和六十年から六十歳定年を実施

六・八 会社の仕事を自宅に持ち帰ったの“残業”による過労から自宅でも膜下出血のため倒れた会社員の休業補償の申請に対し守口労基署は業務上と認定

六・一〇 滋賀県の花火製造工場で花火が爆発し二人即死

六・一二 福岡大牟田市の三井石炭三池鉱業所三川鉱の海底抗で落盤事故、六人が抗内に閉じ込められる

六・一三 東成区のメッキ会社が基準の二百倍を超えるシアンを下水道に流し摘発される

六・一六

北海道の三井炭鉱上砂川鉱業所で崩落事故があり、三人が生き埋めとなる

六・一七

尼崎市の住宅改装現場で建物が倒壊し大工三人が死傷

六・二〇

交通事故で入院生活を送っている岡山市の会社社長がおこしていた交通訴訟で岡山地裁は一億数千万を認める判決を下した

住友金属和歌山製鉄所の転炉で下請け作業員が修理作業中、足場が崩れ地上に転落一人死亡、六人が重軽傷

北海道石狩で作業員宿舍が全焼し作業員五人が焼死

六・二一

七二年に起きた北陸トンネル事故で被災者三十一人に総額二千万の示談金を国鉄側が支払うことで合意

六・二二

大正区にある重工会社で下請作業員が高速道路用橋脚の内部で塗装作業中、爆発が起き作業員二人が重傷

六・二六

東大阪市に住む工員自殺一最近視力がおとろえて夜勤作業がうまくいかないと悩んでいた

六・二八

堺市の国道で台車に積んでいたクレーン車のアームが回転しバスに激突、乗客五人が重軽傷

改正労働災保険法

年金停止は実質13.4年に 調整対象に「休業」「傷病年金」も 労働省ペースで労災審答申

準についての検討が行われてきたが、を認識せねばならない。

去る六月一〇日の審議会において最終的に意見がまとめられ、労働大臣への答申が行われるに至った。反対運動の全般的な総括については現在論議中でもあり、ここでは触れない

が、法案成立後、十分な取り組みができなかつたという事情を反映して、審議会での論議は終始労働省ペースで進んだという感が強い。非常に不本意なことではあるが、今回の答申（近々に労働省令として告示される）ことが予想される）について特に問題がある点を挙げてみたい。

①損害賠償を受けた場合、労災保険停止期間が九年となった問題について

これは前払一時金相当期間（約四・四年）を除いてのものであり、実質的には一三・四年の停止であり、労働省の意向が全部実現したことになり、公務員や第三者災害の実質三年という枠は突破されたことは重大である。「一ケタ」内におさえたなどという総括はおよそ無理であり、厳しく現状

②「調整」の対象が、遺族年金と障害

年金のみでなく、法律でも決っていない「療養補償」「休業補償」「傷病補償年金」にまで拡大された問題について

これらの点は、法案段階でも「遺族」と「障害」にしほられていたため、反対運動を進めてきた側でも特に論議をしていなかった問題であるが、法律の裏付けもなく、また国会審議でも「遺族、障害」に限定していたにもかかわらず、調整対象を拡大したことは全くもって言語道断といわざるを得ない。

このように法案成立段階までは反対運動に「配慮」を見せ譲歩のポーズをとってきた労働省が、成立とともに運動が弱まったと見るや一挙に本音を出し、我方の態勢がととのわないうちに押し切ったということであろう。政府労働省の横暴に歯止めをかけうるのは被災者、労働者の下からの起ち上りしかないということを再度肝に銘じて、反撃を準備しよう

昨年初めより取り組まれてきた労災保険法改悪―労災保険と民事損害賠償の調整問題については、昨年秋季の臨時国会において政府―自民党にゴリ押しされる形で改悪法案の成立を許した。それ以降、労災保険審議会において具体的な「調整」の実施基

原発内被曝 岩佐訴訟

控訴審才一回法廷

大法廷もあふれがえる

七月一日、大阪高裁二〇二号法廷で岩佐訴訟控訴審第一回口頭弁論が開かれた。本年四月、放射能汚染、事故隠しが明るみになった敦賀原発で七二年に下請作業中に被曝した岩佐氏に対する労災補償を認めるかどうかの民事訴訟である。三月三十一日大阪地裁の判決では、原告側が敗訴したが、それ以後、敦賀原発の事故が発覚し、多数の下請労働者の被曝の実態が問題になる中で、第二審は開始された。

法廷には、大阪、京都、神戸をはじめ全国から支援の労働者、市民、学生が約百三十名結集し、支援の輪が広がっていることを示した。当初、大阪高裁は一〇〇七号法廷という小法廷を指定していたが、当日結集した人々の「全員に傍聴させろ！」という要求で、二〇二号法廷という大

法廷への変更を余議なくされた。法廷の内容は、新たな証拠の採用と原告側準備書面の提出だけで約三分で終了した。

その中で弁護団長である仲田弁護士が、特別に弁論を要求し、「原判決は、敦賀原発事故が発覚した後であれば、必ず逆転していたと確信する。原判決の理由書では、起こらなはずだとされている一次冷却水の漏えい、バケツで汚染水をためおいたこと、被告日本原電による資料の隠匿は、十分に考えられる」と述べ、本年四月に暴露された事故隠し、ズサンな安全管理を例にひき、原判決を批判した。最後に、「裁判官に政治的予断、偏見を持たず、公正な裁判を要望する」としめくくった。

現在、全国には二十万人にものぼる下請労働者が原発で働いており、

多くの労働者は、被曝の危険性にさらされている。また被曝労働者に対する労災補償の第一歩として、岩佐訴訟は注目を集めており、是否とも勝たねばならない闘いである。

第二審勝利にむけて東京、京都、神戸で独自の集会、取り組みが行われ、運動の輪が広がってきており、今後とも支援体制の強化を行っていかねばならない。

なお第二回法廷は、九月二十八日午後一時、大阪高裁二〇二号法廷で開かれる予定であり、多くの人々の傍聴を呼びかける。

次回法廷

九月二十八日 午後二時
大阪高裁

二〇二号法廷

夏期カンパへの御協力をお願い

各位におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。また、関西労働者安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し心より御礼申し上げます。

さて当センターも本年三月七日、ようやくにして第一回総会を開催するとともに、これまで八年余にわたる運動について中間総括を行い、新たな陣容と新たな決意をもって運動を展開しているところであります。労働運動がますます

右傾化し、職場労働者が日々ものを言えぬ状況が進行する中において、労働運動の原点ともいえる「自らの生命と健康を守る闘い」、労災職業病を撲滅する闘いは極めて重要な位置を占めてきていると考えており、関西労働者安全センターが果していかなばならぬ役割は、ますます大きなものになってきていると思っております。

しかし、任務の大きさと、運動の前進に比して、センターの財政はまだまだ不十分なものであり、専従事務局員

人件費や活動費等の切りつめによってかろうじて大幅赤字を免れているというのが現状であります。センターの役員を中心としてその改善には日々努めており、今後とも長期的計画をもって収支の改善にあたる決意であります。今

回の夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。各位とも経済的には苦しい状況とは存じますが、よろしくお願い致します。

一九八一年 八月

関西労働者安全センター
運営協議会議長 山本 敬一

■表紙写真 溶接ヒューム・マンガン粉じん量の測定のための模擬実験のもよう。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28